

財産分与の審理について

横浜家庭裁判所 人事訴訟係

1. 申し立てる側へのお願い

- (1) 対象とすべき財産の基準時を特定して下さい。

後記3のとおり、一般的には別居時が基準時となりますが、同居中であつたり、一方の単身赴任後に関係が悪化した場合等には、離婚調停の申立時など、できるだけ双方で合意可能な時期を特定して下さい。

- (2) 基準時における申立て側の名義の財産（不動産、預貯金、生命保険等の解約返戻金、退職金、有価証券、自動車その他の換価可能な高額な動産、回収可能な債権等）の内容を明らかにするとともに、後記5を参考に、提出すべき証拠を用意し、できるだけ早期に提出して下さい。

ただし、基準時に争いがあることが予想される場合は、期日において基準時が確認された後で構いません。

- (3) 基準時における相手方名義の財産（同上）については、可能な範囲で、その内容を主張するとともに、存否、価額等に争いが予想されるものについて裏付けとなる証拠等がある場合、早期に提出して下さい。

- (4) 婚姻前に形成されていた財産や、婚姻後であっても相続、贈与等により取得した財産は、一般的には、特有財産として財産分与の対象となりませんが、特有財産であるか否か自体が争点となる場合も多くありますので、それらの財産についても、内容を明らかにした上で、特有財産となる根拠（取得時期、原因等）を主張、立証して下さい。

- (5) 寄与の割合については、通常、夫婦の寄与の割合は50%ずつとするのが一般的と思われませんが、異なる割合を主張される場合には、その根拠を主張、立証して下さい。

- (6) 適時に、別途お渡しする「財産分与一覧表」を、双方で協力して作成するようお願いいたします。

2. 申し立てられた側へのお願い

- (1) 基本的には、上記1と同様の準備をお願いいたします。

- (2) 離婚請求に理由がないとして、当事者本人が財産分与の審理に消極的な対応をされる場合もあろうかと思いますが、裁判所としては、①離婚を望まない側にとっても、離婚訴訟の審理が長期化することは、それ自体負担となるだけでなく、別居期間の長期化、紛争の拡大等により、望ましい結果とならないことも予想されること、②夫婦関係が破綻していないのであれば、なおさら、財産を開示できない合理的理由は乏しいと考えられること等から、財産分与の審理への協力をお願いしています。

3. 基準時について

財産分与を適正迅速に審理するためには、対象財産を特定する基準時を決める必要があります。清算的財産分与は、夫婦で協力して形成した財産を清算するものですから、夫婦の経済的協力関係が終了した時点、一般的には別居時が基準時となります。なお、基準時後に大きな財産の変動があった場合は、個別に「一切の事情」（民法7

68条3項)として考慮されることとなります。

4. 価額の評価時点について

清算の時点である離婚時(訴訟では口頭弁論終結時)の価額で評価するのが一般的と思われませんが、株式、外国通貨等、価額変動が大きいものもあるので、争点整理段階では、ひとまず直近の価額とするのが合理的です。

ただし、預貯金、生命保険の解約返戻金等は、基準時の金額とするのが一般的です。なお、基準時後に換価された場合は、換価された金額が評価額となります。

5. 提出すべき証拠等(一般的な例)

(1) 不動産

ア 登記事項が分かる書証(不動産登記記録等)を必ず提出して下さい。

イ 不動産の価額は、一般的には、まず不動産業者の査定等により立証します。

ウ 住宅ローンについては、基準時の残高が分かる残高証明書、償還予定表等を提出して下さい。

(2) 預貯金

ア お持ちであれば預金通帳を、お持ちでない場合は、金融機関から取引履歴を取得し、提出して下さい。

イ 預金通帳を書証として提出する場合は、金融機関名、支店名、名義人、口座番号、預金種類が分かるよう、表紙、表紙の次の頁とともに、普通預金の欄だけでなく、定期預金、貯蓄預金等の欄も、記載がなくても提出して下さい(存在しないことを明確にするため)。

また、別居直前の払戻し等が問題となる場合があるので、原則として、少なくとも基準時から1年以上遡った時点からコピーして提出して下さい。

(4) 生命保険

基準時に解約した場合の解約返戻金額の証明書を、保険会社に問い合わせ取得し、提出して下さい。解約返戻金がない契約の場合は、それが分かる契約書面等を提出して下さい。

(5) 退職金

ア 基準時に自己都合退職した場合の金額とすることが一般的と思われるので、その金額が分かる勤務先作成の計算書、退職金規定等を提出して下さい。

イ 婚姻前の勤務期間がある場合、勤務開始時期を明らかにして下さい。

(6) 株式等の有価証券

証券会社の取引口座で取引している場合は、基準時の保有株式等を明らかにする書面を提出するとともに、現在までそれらを保有している場合は直近の株価等、既に売却している場合は売却時の明細が分かる書面を提出して下さい。

(7) 自動車

特定のための書証(車検証等)とともに、価額を裏付ける証拠を提出して下さい。

6. 調査嘱託、文書送付嘱託について

必要な場合に限り、原則として1回のみ認めています。その財産が存在する合理的理由、嘱託の必要性を明らかにして下さい(探索的な嘱託は認められません。)